

公布された条例のあらまし

佐賀県医療法の施行等に関する条例の一部を改正する条例（条例第 33 号）

- 1 地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律等が施行されたことに伴い、療養病床に係る既存の病床数の算定に関する経過措置を定めることとした。（附則第 4 項関係）
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

佐賀県トレーニングファーム整備支援条例（条例第 34 号）

- 1 この条例は、本県農業が地域の絆^{きずな}をその源泉として、地域ごとの特性に応じた多彩な農業を展開し、発展してきたことを踏まえ、新たに就農しようとする者の農業技術及び経営方法の習得に地域が主体となって取り組む研修施設（以下「トレーニングファーム」という。）の整備を県が支援し、地域を支える意欲ある農業の担い手の確保及び効率的かつ安定的な農業経営体の育成を図ることにより、将来の農業の担い手が夢を持って農業に取り組むことができる体制を構築し、もって本県における農業及び農村の振興に資することを目的とすることとした。（第 1 条関係）
- 2 県は、市町が、知事が定めるトレーニングファームの整備に要する費用を補助する場合には、当該市町に対し、予算の範囲内において、当該補助に要する費用の一部を補助することができることとした。（第 2 条関係）
- 3 県、トレーニングファームにおいて研修を受ける者及びトレーニングファームを設置する者の役割について定めることとした。（第 3 条関係）
- 4 この条例は、公布の日から施行することとした。

地方活力向上地域における県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例（条例第 35 号）

- 1 条例の題名を地方活力向上地域における県税の課税免除又は不均一課税に関する条例に改めることとした。（題名関係）
- 2 地域再生法（以下「法」という。）の改正に伴い、認定地域再生計画に記載されている地方活力向上地域内において、認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に従って法第 17 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる事業を行う場合は、事業税、不動産取得税及び固定資産税の課税を次のとおり免除することができることとした。（第 3 条関係）

税目	免除する税額	免除する期間
事業税	一定の期間内に、特別償却設備を新設し、又は増設した認定事業者（法第 17 条の 6 第 1 号の規定による地方税の課税免除に伴う措置の対象になるものとして地域再生法第 17 条の 6 の地方公共団体等を定める省令（以下「省令」という。）第 2 条第 1 号に規定する期間内に法第 17 条の 2 第 3 項の認定を受けた事業者に限る。）について、当該特別償却設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度の所得金額又は収入金額のうち当該特別償却設備に係るものとして、省令第 3 条の規定により計算した額に対して課する税額	当該特別償却設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度の所得金額又は収入金額に対して事業税を課すべきこととなる年度以降 3 箇年度

不動産取得税	課税免除対象特別償却設備設置者（一定の期間内に、特別償却設備を新設し、又は増設した認定事業者（法第 17 条の 6 第 1 号の規定による地方税の課税免除に伴う措置の対象になるものとして省令第 2 条第 2 号に規定する期間内に法第 17 条の 2 第 3 項の認定を受けた事業者に限る。）をいう。以下同じ。）について、当該特別償却設備である家屋及びその敷地である土地の取得（省令第 1 条に規定する公示日（以下「公示日」という。）以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して 1 年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。）に対して課する税額	取得の時
固定資産税	課税免除対象特別償却設備設置者について、当該特別償却設備である償却資産（公示日以後に取得したものに限る。）に対して課する税額	市町が当該償却資産に対して最初に固定資産税を課すべきこととなる年度以降 3 箇年度

- 3 その他所要の改正を行うこととした。
- 4 この条例は、公布の日から施行することとした。